

山梨県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業実施要領（令和元年5月10日付け健発0510第4号厚生労働省健康局長通知・子発0510第1号厚生労働省子ども家庭局長通知・社援発0510第11号厚生労働省社会・援護局長通知・障発0510第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知・老発0510第5号厚生労働省老健局長通知。以下「実施要領」という。）に規定する事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で補助することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、実施要領（6）の保育料等減免事業に基づき市町村が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金は、別表第1欄の事業の区分に応じて、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。

ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第2号）による交付決定を行い、その旨

を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。

(実績報告)

第8条 市町村は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付方法)

第9条 この補助金は、事業完了後、実績に基づき交付する。

ただし、知事は、必要があると認める場合には、予算の範囲内で市町村に対し概算払いにより交付することができる。

- 2 市町村は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年7月4日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月4日から施行し、平成30年4月1日から適用

する。

附 則

この要綱は、令和元年５月２７日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。ただし、改正後の様式第１号から様式第５号までの様式については、令和元年５月１日から適用する。